

より良い協働事業の実施に向けて

公益財団法人ふるさと島根定住財団
事務局次長 樋口和広

自己紹介

H元年・全国学生交通遺児育英募金事務局長

三洋電機勤務を経て、H4に「災害遺児の高校進学を進める会」(現・あしなが育英会)に入局

H7・あしなが育英会神戸事務所立ち上げ

H11・レインボーハウス竣工・海外遺児支援開始

H14・あしなが育英会を退職

H15「しまねNPO活動支援センター」職員に

H20・ふるさと島根定住財団に

H27・島根県しまね暮らし推進課に勤務

チーム結成と自己紹介タイム

これから2年または3年間、一緒に協働される皆さんでチームを結成しましょう！

話し合っていたいただきたいもの

- (1) チーム名
- (2) チーム名の理由・背景等
- (3) 決めのパフォーマンス

A3用紙1枚を使って自由に表現してください！

1チーム2分以内で発表

本日のメニュー

1. おさらい

- (1) H26・7月の衝撃
- (2) 協働の基本原則等
- (3) 今回目指すべき協働とは

2. 今後に向けて

- (1) 目指す方向性の確認
- (2) 共有できる(したい)資源と役割分担
- (3) (可能であれば)スケジュール作成

島根県のNPO年表(前半)

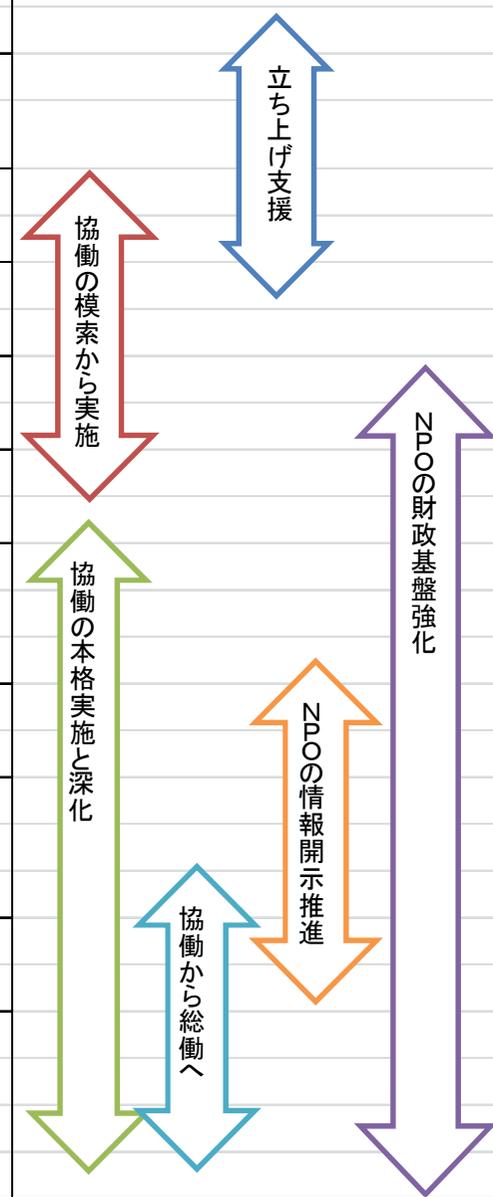
年	月	事柄
H10	12	NPO法施行
H11	4	県内初のNPO法人として「訪問看護ステーション愛」が認証
H14	2	澄田知事が施政方針演説で「NPO活動支援」を表明
	10	「島根県新行政システム推進計画」に「NPOとの協働」が組み入れられる。
H15	1	NPOと行政の協働のあり方検討委員会開始
	4	県環境生活部にNPO活動推進室、 島根ふれあい環境財団21設立内に「しまねNPO活動支援センター」設置
H16	1	NPOと行政の協働のためのガイドライン策定
	5	NPO法改正により活動分野が12から17に。
H17	4	県民いきいき活動促進条例施行
	6	県民との協働による島根づくり事業開始(36件36,623千円)
H18	6	県民との協働による島根づくり事業開始(42件34,746)
		しまね協働実践研修開始
H19	6	県民との協働による島根づくり事業開始(24件35,911)
	9	県民いきいき活動促進事業(16,854千円)

島根県のNPO年表（後半）

H20	4	NPO活動支援の事業をふるさと島根定住財団に移管
	5	県各課に協働推進員を配置
	10	NPO法人認証権限の市町村への委譲開始
H21	4	しまね社会貢献基金設置
	5	鳥取・島根広域連携協働事業開始
H22		NPO低利子融資制度スタート
	6	NPO会計基準の導入
	11	全国NPO活動推進自治体フォーラムin島根開催
H23	4	内閣府により、新しい公共支援事業スタート
	6	税制改正により、認定NPO法人の認定基準緩和
H24		県民いきいき活動促進条例基本方針改定
	4	NPO法改正により、活動分野が19+ α に
		内閣府認証廃止
		認定NPO法人の認定が各都道府県に

島根県におけるNPO活動支援の流れ

年	月	事柄	主な支援テーマ
H10	12	NPO法施行	
H11	4	県内初のNPO法人として「訪問看護ステーション愛」が認証	
H14	2	澄田知事が施政方針演説で「NPO活動支援」を表明	
	10	「島根県新行政システム推進計画」に「NPOとの協働」が組み入れられる。	
H15	1	NPOと行政の協働のあり方検討委員会開始	
	4	県環境生活部にNPO活動推進室、 島根ふれあい環境財団21設立内に「しまねNPO活動支援センター」設置	
H16	1	NPOと行政の協働のためのガイドライン策定	
	5	NPO法改正により活動分野が12から17に。	
H17	4	県民いきいき活動促進条例施行	
	6	県民との協働による島根づくり事業開始(36件36,623千円)	
H18	6	県民との協働による島根づくり事業開始(42件34,746) しまね協働実践研修開始	
H19	6	県民との協働による島根づくり事業開始(24件35,911)	
	9	県民いきいき活動促進事業(16,854千円)	
H20	4	NPO活動支援の事業をふるさと島根定住財団に移管	
	5	県各課に協働推進員を配置	
	10	NPO法人認証権限の市町村への委譲開始	
H21	4	しまね社会貢献基金設置	
	5	鳥取・島根広域連携協働事業開始	
H22		NPO低利子融資制度スタート	
	6	NPO会計基準の導入	
	11	全国NPO活動推進自治体フォーラムin島根開催	
H23	4	内閣府により、新しい公共支援事業スタート	
	6	税制改正により、認定NPO法人の認定基準緩和	
H24		県民いきいき活動促進条例基本方針改定	
	4	NPO法改正により、活動分野が19+αに 内閣府認証廃止 認定NPO法人の認定が各都道府県に	



- 平成21年、IIHOE協働環境調査全国2位
- H23年、「新しい公共」に島根事例反映？
- 「協働」と「団体支援」の違いは？
- NPOのやりたいことに金を出しただけで協働？
- NPOも行政も協働の本質に目を向けてない？
- H27年、協働事業廃止！！！！

協働の基本原則とは・・・

NPOと行政の協働のためのガイドラインより

(1) 対等

双方はパートナーの関係であることを常に意識し、一方が主導、他方が従属するような関係であってはならない。

NPOは行政の監督下にあるような存在ではなく独立した組織であり、いずれも同じく地域を担う主体として、対等・平等の立場でなければならない。

(2) 自立

協働は、**自立した主体間に成り立つ**ものであり、依存や癒着関係に陥ることなく、それぞれが自立していることが不可欠である。

(3) 合意

「対等」と「自立」の原則に立てば、協働においては**行政とNPOが十分に協議し、事業・目的の遂行にあたって企画段階から評価の段階にいたるすべてにおいて、目的、手段、手法などについて対話を重ね、双方の「合意」に基づいて行う必要がある。**

(4)信頼

NPOと行政とがお互いの違いや特性を認め、長所・短所を認識したうえでそれを相互に補い合うという意識・姿勢が必要である。また、対話を通じて相互理解に努め、信頼関係を築くことが、目的の達成や事業の遂行をより効果的に進める役割を果たす。

(5)責任

協働は、責任の所在が曖昧になりがちでもあり、互いに責任を分担・共有していく姿勢と仕組みが不可欠である。それぞれの主体の目標が違っていても、協働事業における目的の共有化と守備範囲や役割分担を明確にする必要がある。

(6)公開

NPOと行政の協働は、直接には関与しない県民等に対してもその関係が透明でなければならない。そのためには、協働事業の結果はもとより、相手方の選定や実施のプロセスについても情報が公開されていなければならない。

(7)公平

協働事業に参画する機会は、原則として様々な主体に等しく開かれていなければならない。また、協働相手の選定や協働事業の評価などは、広く理解を得られるような基準に基づいて行われる必要がある。

様々な協働領域

NPOと行政の協働のためのガイドラインより

← NPOと行政の協働領域 →				
市民の領域				行政の領域
A 自発的・先駆的活動を行うNPOによる独自の領域	B NPOの主体のもとに行政が協力する領域	C NPOと行政がそれぞれの主体のもとに特性を活かし合い事業を行う領域	D 行政が主体性を持って事業を行い、NPOが協力や参加を行う領域	E 行政の責任と主体性によって独自に行う領域

NPOが主体となつて行う事業に対して行政が後援したり、補助・助成する事業等	NPOと行政が共催や実行委員会などにより、事業を行ったり企画立案段階から協力して行う委託事業等	行政が事業の大枠を決めて実施する委託事業や、NPOから施策の提言を受けて行政が実施する事業等
協働形態の例		

「NPOとの協働を実りあるものにするための7つの原則」(我孫子市)からの抜粋

1. NPOとの共通の目標を明確にすること
2. NPOの特性を理解すること
3. 市民参加やNPOへの委託を協働のモデルだと思わないこと
4. 「金」を出したら「口」も出すこと
5. 協働の評価は第3者から受けること
6. 職員一人ひとりが市役所の代表であるという自覚を持つこと
7. 市民感覚を持った市役所になろう

1. NPOとの共通の目標を明確にすること

協働とは、**団体の目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な立場で、共通の目標に向けて協力することです。**

このため、共通の目標（～中略～）があいまいになると、「（行政にとって）安上がりで事業を実施できる」「（NPOにとって）市から財政支援が得られる」など、**両者の利害や思惑に左右される関係**になってしまいます。

2. NPOの特性を理解すること

性格の異なるもの同士が、それぞれの長所を活かして協力するには、**相手をよく理解する**ように努めなければなりません。

NPOには、地域社会の課題に取り組んでいく「自発性」「チャレンジ性」(～中略～)「当事者性」、など、企業や行政にはない特性があります。

(これは行政職員向けなので、同じようにNPOは行政の特性や仕組みを理解する必要がある)

3. 市民参加やNPOへの委託を協働のモデルだと思わないこと

行政と市民の協働の基本は、税金を使った行政の仕事と、税金を使わない民間活動との連携です。行政への市民参加やNPOへの委託は、税金を使った行政の仕事の範囲における市民との連携であり、協働の一つの形態ではあっても、基本形ではありません。

協働は自立したもの同士の間になり立つ関係です。決して“もたれ合い”にならないように注意し、それぞれの協働の中で、行政とNPOとが責任や権限をどのように分担するのかを常に明確にしておく必要があります。また、最終責任を負うものが、最終決定権を有するのが原則です。

4. 「金」を出したら「口」も出すこと

「金を出しても口を出さない」ことが、NPOにとって良い行政だという誤解が一部にあります。税金を支出する以上、行政はそれが適切に使われるように最善の努力を行い、その結果について説明をする責任を、納税者全体、主権者である市民全体に対して持ちます。口を出すのは行政の責務です。

なお、NPOに事業を委託する際には、行政からの指示事項と、NPOの自主性や創意工夫に任せる部分を、契約の中で明確にしておくことも大切です。

つまり……

- NPOが行政の下請けで事業をするのではないし、NPOの資金不足を補うものではない
- 自立できない、行政を理解しないNPO、NPOの特性や意義を理解しない行政に「協働」は困難
- 協働事業は、協議と合意を重ねること
- 双方が責任と役割を持ち、補完し合うこと

県民との協働推進モデル事業の目的

このモデル事業は、県がNPO法人等との協働で取り組みたい「**島根県総合戦略**」等に掲げる**県政課題**を提示し、**協働の形成(計画策定)から協働の実践・発展(事業実施)までを、段階的かつ継続的に支援し、課題の解決を図る**ものです。

鳥取・島根広域連携協働事業の目的

この事業は、**両県共通の地域課題**に対し、NPO等から両県と協働する事業の企画提案を募集し、**両県のNPO等と行政との連携により課題の解決を図る実践的な協働事業**を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につなげるとともに、**両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進**を目指します。

各事業のスキーム

- 県民との協働推進モデル事業



- 鳥取・島根広域連携協働事業



協働事業等を目指している領域

		← NPOと行政の協働領域 →			
市民の領域				行政の領域	
A 自発的・先駆的活動を行うNPOによる独自の領域	B NPOの主体のもとに行政が協力する領域	C NPOと行政がそれぞれの主体のもとに特性を活かし合い事業を行う領域	D 行政が主体性を持って事業を行い、NPOが協力や参加を行う領域	E 行政の責任と主体性によって独自に行う領域	

NPOが主体となつて行う事業に対して行政が後援したり、補助・助成する事業等	NPOと行政が共催や実行委員会などにより、事業を行ったり企画立案段階から協力して行う委託事業等	行政が事業の大枠を決めて実施する委託事業や、NPOから施策の提言を受けて行政が実施する事業等
協働形態の例		

県民との協働推進モデル事業の審査ポイント

項目及び配点	審査の視点
1.提案事業の目的、公益性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決しようとする県政課題に対して、提案する事業の目的は明確かつ妥当か ・ 提案事業は公益性が高いか
2.協働の必要性、協働の相乗効果 (見込み) (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案する事業は、行政と団体（関係機関も含めて）が協働する必要性が高いか。実質的な単独事業ではないか。 ・ 協働することによって、行政または団体が単独で行うよりも高い効果が上げられる見込みがあるか。
3.NPO法人等と県担当課との課題及び協働についての認識共有 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の意見交換や申請内容から、行政と団体が課題及び協働について認識共有できているか。
4.協働形成の内容 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働形成（計画策定）の内容、スケジュールは適切か。
5.事業のモデル性、波及効果 (見込み) (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創意工夫が凝らされ、他の地域においても役立つモデル性、先進性及び波及効果が見込まれるか。
6.事業継続の見通し (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働実践（2年目以降）の見通しは適切か。 ・ モデル事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。
7.プレゼンテーション (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか。

実践事業に向けての審査項目

- 計画の実現性
- 事業実施による成果見込み
- 協働の相乗効果および協働の役割分担
- 多様な主体との連携
- 事業の波及効果及び事業の継続性
- 協働形成の審査意見への対応状況

鳥取・島根広域連携協働事業の審査ポイント

項目	審査のポイント
提案事業の目的	両県共通課題の解決を目標とし、解決しようとする課題の視点から見て目的、目標は明確かつ妥当か。 また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
両県の連携効果	両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか。 また、両県が連携することで単独行うよりも高い相乗効果が上げられるか 両県の地域社会へ貢献が同程度に期待されるか。
協働の相乗効果	共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか。
提案事業の先進性	創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか。 両県の官民相互連携促進にモデル性を有しているか。
両県共通課題の解決、事業実施後の継続性	地域の主体的な取り組みとなり両県共通課題の解決に繋がるか。 また、助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。

モデル事業の組み立てから見えるもの

- 個別の団体が提唱する課題ではなく、県が自らの課題として解決に取り組むもの
- 複数年を費やして、しっかりと合意形成して望むもの（行政の予算措置含む）
- NPOも事業継続のために自らの資源を投入し続けるもの（モデルは3年目に50万を拠出）
- 成果をきちんと検証し、終了後も継続されるもの

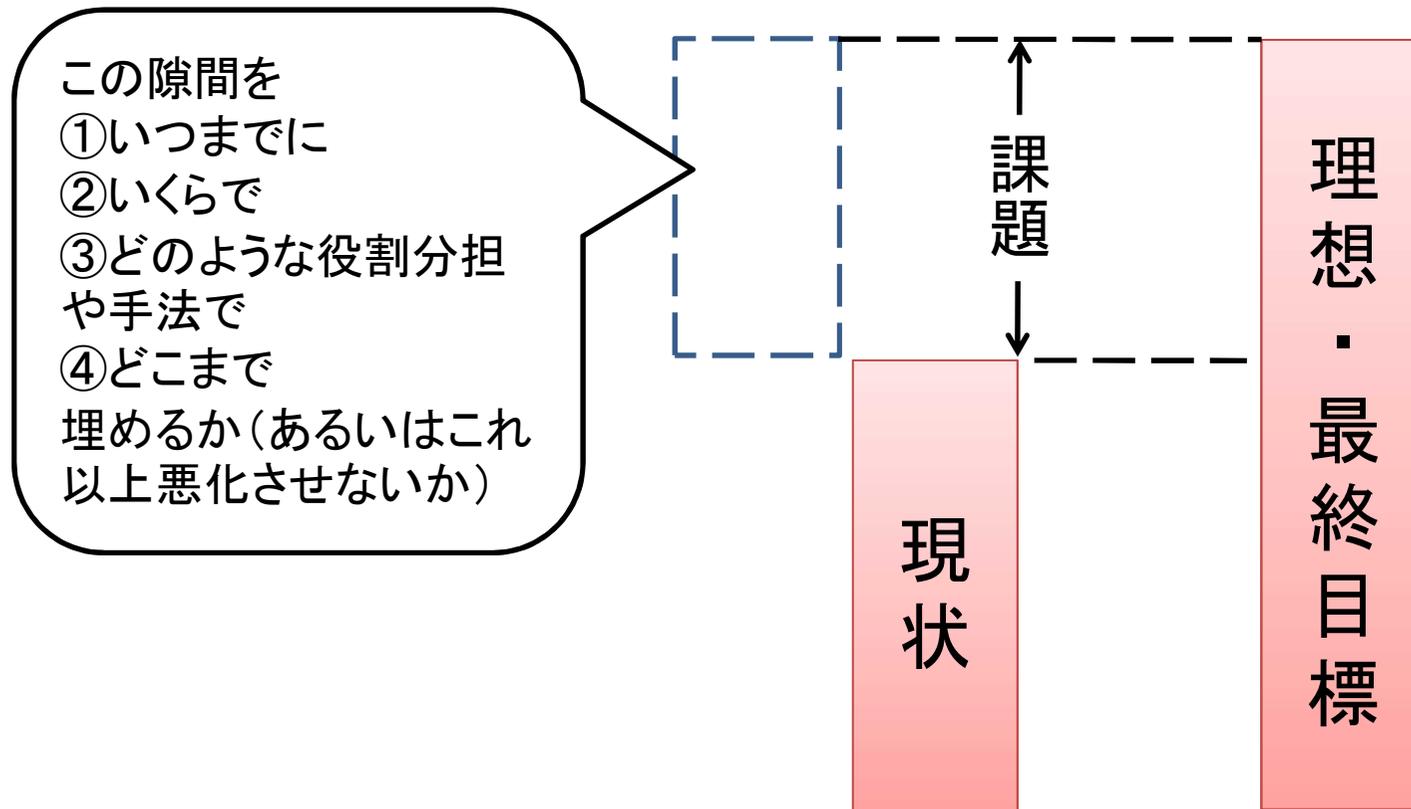
広域連携事業の組み立てから見えてくるもの

- 個別の団体が提唱する課題ではなく、両県共通課題として解決に取り組むもの
- 複数年を費やして、しっかりと合意形成して望むもの（行政の予算措置含む）
- 各県の行政とNPO、あるいは両県のNPOだけでなく、4者が深く連携し合うもの
- 終了後も地域が主体となって事業が継続するよう、行政もNPOも責任を持つこと

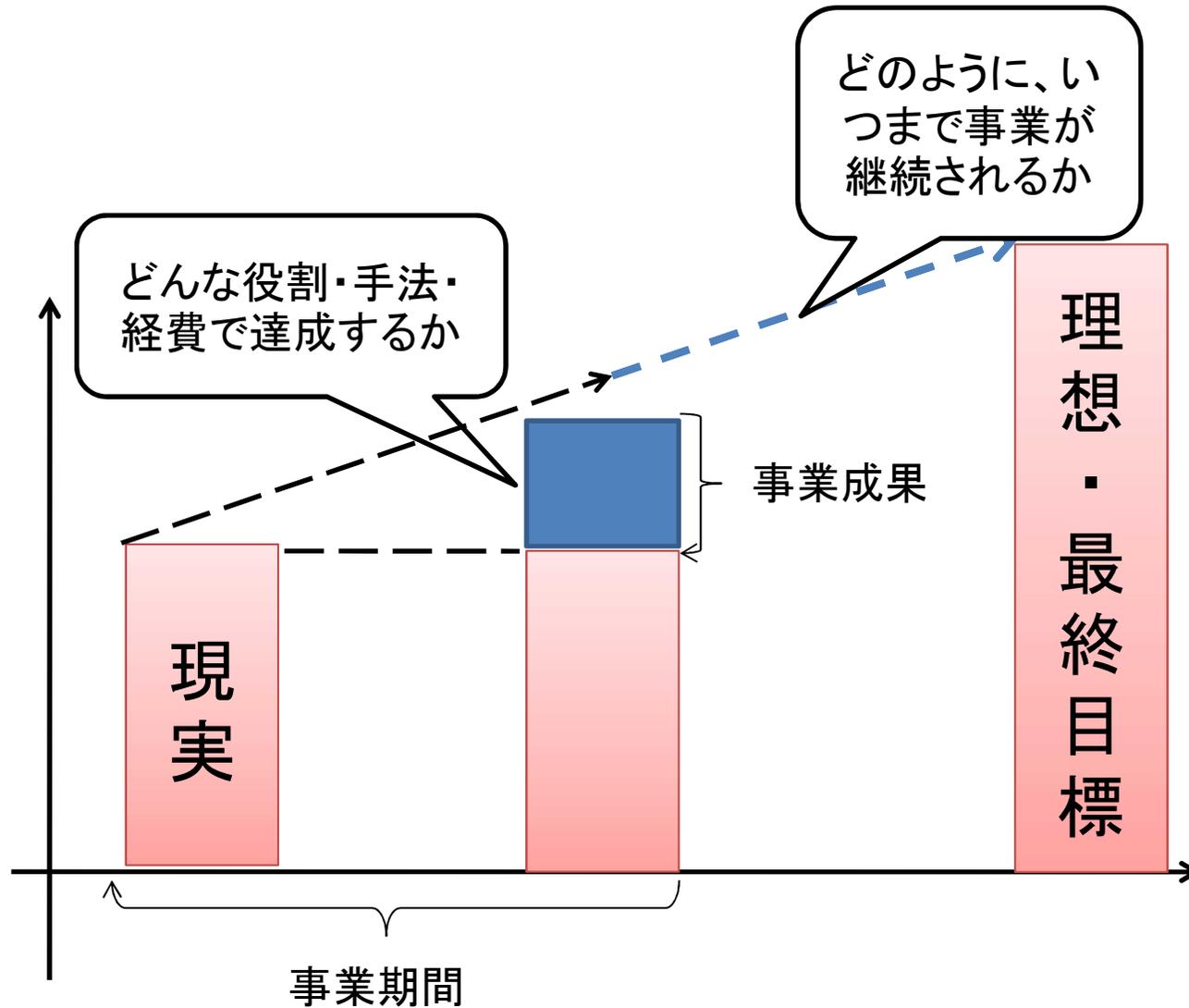
共通のキーワード

- 目的・目標の妥当性
- 公共性・公益性
- 協働の相乗効果
- 共同体と両県事業担当課の相乗効果
- 役割分担
- モデル性・先進性
- 事業遂行能力
- 終了後の事業継続性

目的・目標・課題の確認



事業目標等の設定



求められる事業成果とは・・・

- 地域課題の解決 = 状況の改善
- 重要なのは事業実施と状況の改善の関係性

A事業

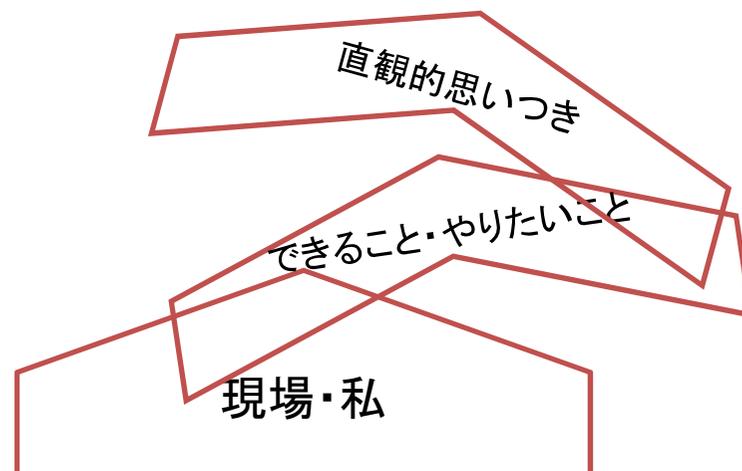
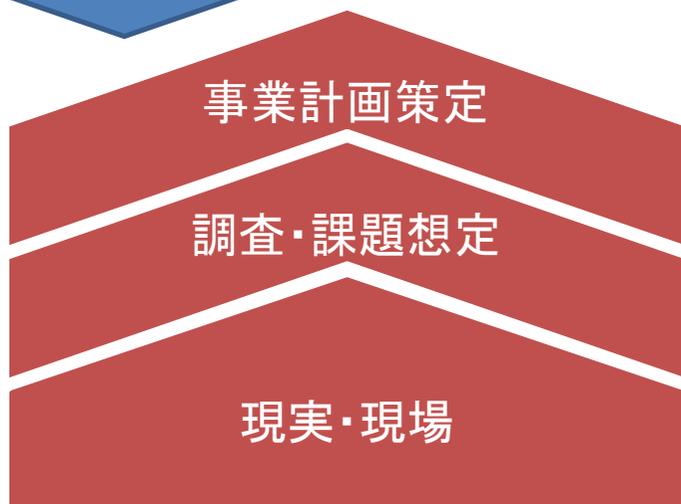
ガイドブックの作成
調査や視察実施
協議の実施

B状態

子どもの居場所
起業環境
海藻資源循環

BのためにはAが必要 ≠ AをすればBになる

ドリルダウンとボトムアップ



現状・最終目標・事業期間での変化(状態)

【現状】

〇〇小の児童のうち10%・23人が家庭の事情により十分な食生活を送れていない。

【理想・最終目標】

栄養失調の児童が〇〇小校区からいなくなる。

【事業期間での変化】

23人の児童及びその保護者に対して、少なくとも週1回、食事や食材の提供ができる状態を作り出す。

皆さんの目指す方向の再確認

【現状・課題】

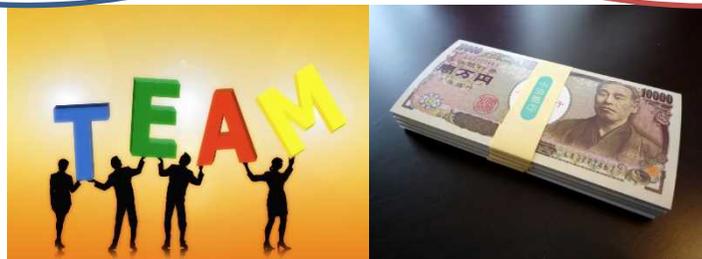
【理想・最終目標】

【事業期間内での変化】

〇〇な状態をつくるために・・・

人・組織・ネットワーク

モノ・場所



お金

情報・データ

〇〇な状態を生み出す資源のリストアップ

- あなたや組織(NPO／担当課)が確実に出せる資源



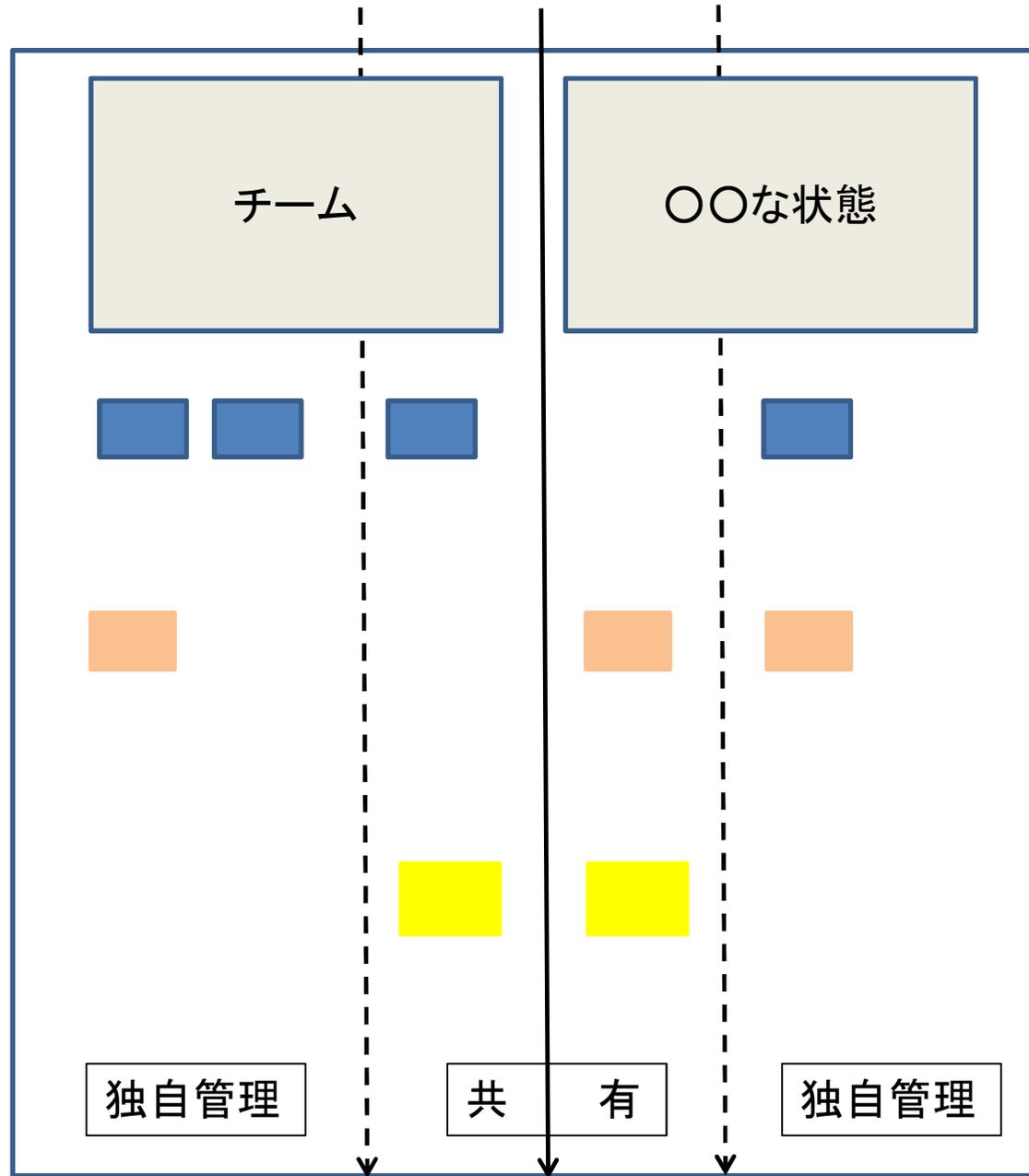
- 周囲の協力者(他のNPOや関係機関)から高い確率で得られる支援・資源



- その他の支援・資源



◆◆名簿
(島根県〇〇課)



ここからは、2つの時間の使い方

- ○○な状態を考えても、すでに事業計画はバッチリというチーム、バッチリではないが事業計画は見直さないというチーム
⇒ スケジュール作成へ
- ○○な状態を今の事業計画ではつukれないというチーム、つukれるがスケジュール作成はしたくないというチーム
⇒ 事業計画の補強、見直しへ

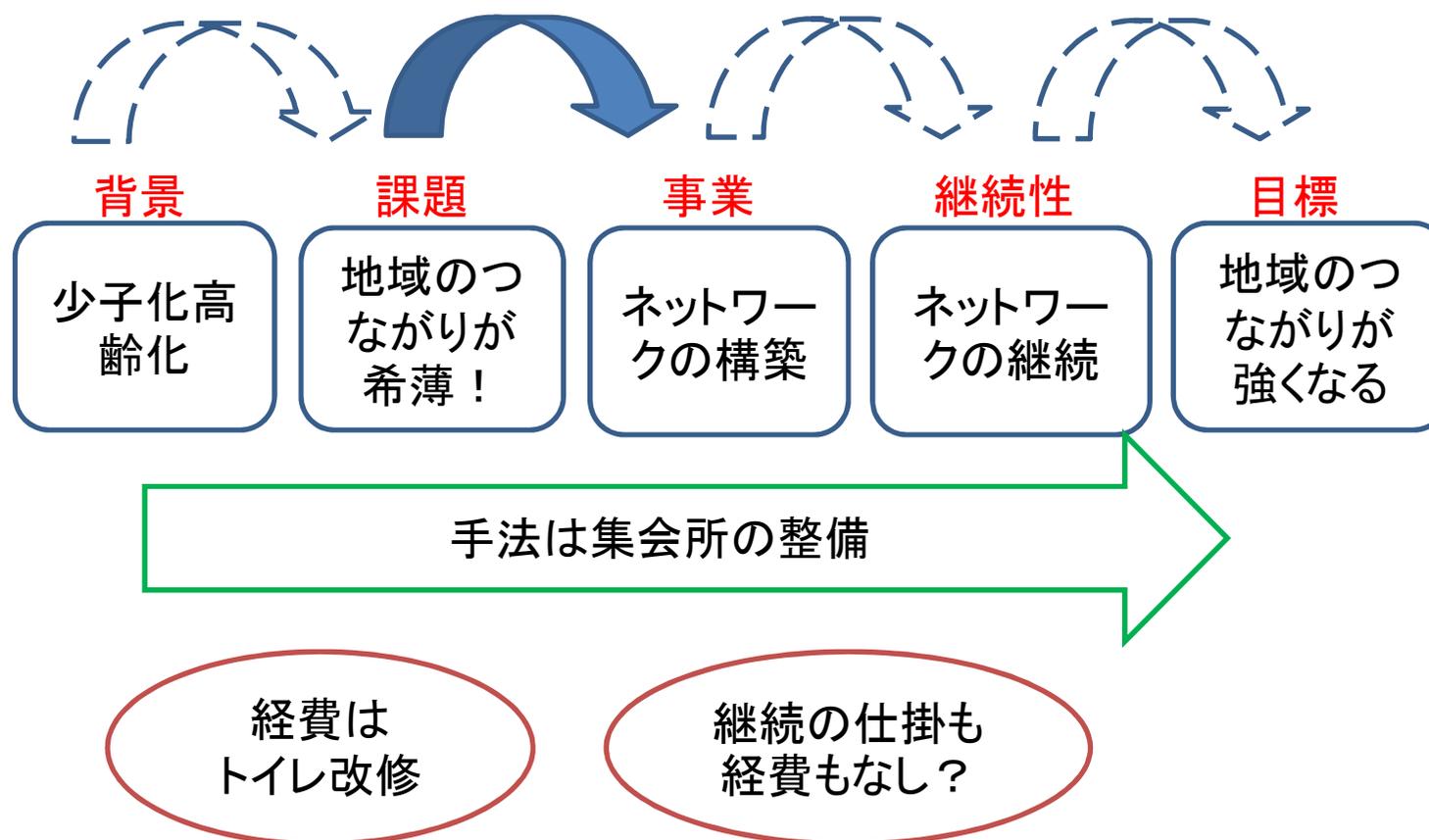
NPOの皆さんに理解いただきたいこと

- 行政は組織・ルールで動いている
- 担当はこの事業だけを担当しているわけではない
- 想い＋客観的根拠で説明
- 「いいこと」だけでは予算はつけられない
- 申請時以上の成果を
- 理解のあるなしで善悪を決めない
- 理解してもらうのはNPOの責任
- 自分で自分を褒めない

行政の皆さんに理解いただきたいこと

- NPOとの協働は「面倒」が当たり前。でも一緒にやり続けていくと……
- 行政のルール、予算だけで語らない
- NPOの価値は、資金力や構成員の多さのみならず
- こだわりのないNPOにいい仕事はできない
- NPOの想いやアイデアを仕組みに変換する努力を

次年度の申請に向けて



目標達成はストーリー、手法、経費の3段構えで説得力を持つ